

大間町
子ども・子育て支援事業計画別冊
(放課後子ども総合プラン大間町行動計画編)

大 間 町

はじめに

平成27年3月に策定した「大間町子ども・子育て支援事業計画」において、「第4章 子ども・子育て支援の事業展開、7通所系事業、(5)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」を展開するにあたり、平成27年度は放課後子ども総合プランを進めるとともに、平成28年度から平成31年度までには放課後子ども総合プランの取り組みを強化することとします。

この事業展開を計画的に行うため、本別冊は「大間町子ども・子育て支援事業計画」の「放課後子ども総合プラン大間町行動計画編」として策定したものである。

1 放課後子ども総合プランの趣旨、目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型とした放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子ども教室)の計画的な整備等を進めます。

【一体型と連携型について】

- 一体型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内および施設内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。
- 連携型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校および施設以外の場所にあって、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加するもの。

2 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)および放課後子ども教室の現状

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の状況

現在本町では実施していない事業で、今後の需要状況に応じ施設整備を含め事業実施に向けて検討する。

(2) 放課後子ども教室の状況

【事業概要】

大間町内における児童を対象に、放課後等の子ども達の安全で安心な活動拠点を設け、安全管理員等の指導のもと異年齢の児童間の交流と地域住民とのふれあいを図る事業です。

【現状】

ア 平成27年度現在、町内1校の小学校と2地区の公民館において、毎週水曜日の放課後と毎週土曜日の日中に実施しています。

学校行事等の理由での放課後子ども教室開催場所、時間の変更はなく、その場合は中止としています。

○平成19年度から実施した施設

- ・大間町立公民館
- ・大間町農業研修センター(現在は大間町奥戸交流館)

○平成22年度から実施した小学校

- ・大間町立大間小学校

イ 児童数の減少により、放課後子ども教室の利用者も少なくなっており、今後も児童が安全で健やかに活動できる放課後の居場所の確保が課題となる

3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)および放課後子ども教室の基本方針(具体的方策、目標等)

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の平成31年度に達成されるべき目標事業量

現在本町では実施していない事業であるが、今後事業実施が行われた場合、目標事業量を定めていきたい。

(2) 一体型の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)および放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

現在本町では放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)が実施されていないため、目標事業量を定めていない。今後、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)が実施された場合、目標事業量を定めていきたい。

(3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

保護者の就労にかかわらず、放課後や週末に各施設を活用し多様な体験・活動を行う事ができるよう環境整備を推進していきたい。

また、これからも開設を希望する学校等を調査把握し、児童の安全・安心な放課後の居場所を整備充実を図っていく。

**(4) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)および放課後子ども教室の
一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策**

現在本町では放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)が実施されていないため、具体的な方策を定めていない。今後、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)が実施された場合、具体的な方策を定めていきたい。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)および放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、本町では放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は実施されていない。

放課後子ども教室では2小学校区のうち、1校が小学校の体育館を利用している。

余裕教室等の活用については、放課後子ども教室に重要性を鑑み、体育館の一時利用を学校側と連携を図りながら利用確保を継続するとともに教室、図書室等の一時利用も促進していきたい。

(6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)および放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施主体事務局である住民福祉課および放課後子ども教室の実施主体事務局である教育委員会教育課と定期的な打合せの機会を設定し、放課後対策に係る問題点等の情報や課題を共有しながら、総合的な放課後対策事業の推進を検討していく。

**(7) 地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の開
所時間の延長に係る取組等**

現在本町では放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)が実施されていない。